

入札説明書

平成 27 年度
生涯現役社会実現環境整備事業

千葉労働局職業安定部職業対策課

「平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業」の委託業務一式に係わる入札公告（平成 27 年 2 月 19 日付け）に基づく入札等については、他の法令等で定めるほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 蒲生 光行

2 調達内容

(1) 調達件名

「平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業」の委託業務一式

(2) 調達件名の仕様等

「平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業」委託要綱（以下「委託要綱」という。）（別紙 8）のとおり。

※ 委託要綱の不明な点については、任意様式の文書により下記 4（1）の担当に照会すること。

(3) 契約期間及び履行場所

契約期間：契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで

履行場所：支出負担行為担当官が指定する場所

(4) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、当該入札に参加しようとする者は入札書（別紙 1）のほか、総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書類」という。）を提出する。

① 入札者は、委託要綱に基づいて算出した代金額の上限としての総価をもって入札すること。このため、入札者は調達件名の本体価格のほか、業務履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を行い、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として納めなければならない。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 平成 25・26・27 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 提案書類提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたものうち、提案書類提出時までには是正を完了しているものを除く。）
 - ② 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用がないこと。
 - ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - ④ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
 - ⑤ 提案書類提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続を開始申立がなされていない者であること。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険
 - ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険
 - ⑥ 雇用保険

4 提案書類の提出場所等

- (1) 提案書類の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先

〒260-8612 千葉市中央区中央 4-1 1-1

千葉第 2 地方合同庁舎 4 階

千葉労働局職業安定部職業対策課 担当：山口、吉野

TEL：043-221-4392

- (2) 提案書類及び入札書の受領期限

平成 27 年 2 月 27 日（金）9 時～3 月 6 日（金）17 時

- (3) 提案書類の提出方法

原則、上記（1）まで直接提出すること。

郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、上記（1）あてに提案書類及び入札書の受領期限までに到着するよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

- (4) 提出書類の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札又は不備がある提案書類は受理せず無効とする。

(5) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提案者が提出期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

5 入札の無効

4(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

6 入札説明会の開催

以下のとおり、入札説明会を開催する。

(1) 開催日時

平成27年2月24日(火)10時30分

(2) 開催場所

〒260-8612 千葉県千葉市中央区中央4-13-10
教育会館1階 千葉労働局会議室

(3) 出席人数

1機関あたり2名までとする。

(4) その他

説明会への参加を希望する場合は、平成27年2月23日(月)17時までに上記4(1)の連絡先へ電話にて申し込むこと。

また、説明会の会場で入札説明書の配賦はしないため、事前に上記4(1)の場所、または千葉局ホームページ(<http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)で入札説明書入手(無償で配布。事前連絡は不要)してから参加すること。

7 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1
千葉第2地方合同庁舎2階
千葉労働局総務部総務課 担当：大内
電話：043-221-4311(内線 3151)

(2) 入札書の提出

本案件は紙入札で行う。代理人により入札を行う場合は、入札時までに委任状が必要となる。入札書は封筒に入れ、封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官千葉労働局総務部長殿と記載)及び「[平成27年度生涯現役社会実現環境整備事業の入札書在中]と朱書し、直接上記(1)あてに平成27年2月27日(金)9時~平成27年3月6日(金)17時までに提出すること。

郵送(書留郵便に限る。)も可とするが、上記(1)あてに提案書類の受領期間に到着するよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書の提出方法

この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時までに委任状(別紙4)を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に

求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

7(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。なお、代理人が復代理人を選定する場合には、上記(1)まで連絡すること。

② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない

8 開札

(1) 日時及び場所

平成 27 年 3 月 12 日（木） 15 時 30 分

場所 〒260-8612 千葉県千葉市中央区中央 4-1 1-1

千葉第 2 地方合同庁舎 4 階 職業安定部会議室

(2) 開札の立ち会い

① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

9 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、本入札説明書 3 の競争参加資格を有することを証明する書類（下記 10(2)、(4)の書類）を、平成 27 年 3 月 5 日(木)17 時までに上記 7(1)に提出しなければならない。

(3) 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価落札方式とする。

① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

② 落札者となるべき者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

③ 落札者が決定したときは、氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を通知するものとする。

(4) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 0 提出書類

(1) 入札書（別紙1） 1部

(2) 競争入札参加申込書（別紙2） 1部

(3) 委任状（別紙4） 1部

(4) 競争参加資格確認証明書類（別紙5）
別紙5の1に記載されている提出書類 各1部

(5) 提案書類

ア 企画提案申請書（別紙3） 8部（原本1部、写し7部）

イ 提案書（添付書類含む） 8部（原本1部、写し7部）

※1 写し7部について、会社名や会社のロゴマークをマスキングする等により、会社が特定されないようにした上で提出すること。

※2 (1)「入札書」、(2)「競争入札参加申込書」(3)「委任状」及び(4)「競争参加資格確認証明書類」については上記7(1)に、(5)「提案書類」については上記4(1)に提出すること。

1 1 企画提案会の開催

有効な提案書類を提出した者から、企画内容等の説明を求めるために必要に応じて実施する。

1 2 その他留意事項

(1) 入札書、提案書類の用紙サイズは、A4を原則とする。

(2) 委託に係る費用は、業務完了後、契約書に定めるところにより支払うものとする。

(3) 委託業者は、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、作業の一部を第三者に委託又は請け負わせる場合は、あらかじめ厚生労働省の承認を受けること。

(4) 委託業者は、業務において知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。

(5) 委託業務は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(6) 入札者、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。

(7) 入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(8) 入札書、誓約書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。

- (9) 提案書類の取扱い
- ア 提出した提案書類を発注者の許可なく公表又は使用してはならない。
 - イ 提出された提案書類は返却しない。
 - ウ 提出された提案書類及びその複製は、発注者の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。
- (10) 入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。
- また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者として発注者が認める者でなければならない。
- (11) 提案書類の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了承なく公表又は使用してはならない。
- (12) 提案書類を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、事項に従って質問を行うこと。
- (13) 提出された提案書類の文言・デザイン等については、国の事情により変更が生じることもあるので留意すること。
- (14) 平成 27 年度予算が、平成 27 年 4 月 1 日までに成立しない場合には、別途協議することとする。

◎様式等

- 別紙 1 入札書
- 別紙 2 競争入札参加申込書
- 別紙 3 平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業総合評価落札方式による一般競争入札企画提案申請書
- 別紙 4 委任状
- 別紙 5 競争参加資格確認関係書類
- 別紙 6 競争参加資格に関する誓約書
- 別紙 7 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 別紙 8 「平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業」委託要綱

入 札 書

¥

件 名 :

平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所
商 号
代 表 者
(代 理 人

印
印)

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

競争入札参加申込書

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長
蒲生 光行 殿

商号又は名称
代表者氏名[㊞]

下記の入札に係る一般競争入札に参加したいため、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写）を添えて入札参加を申し込みいたします。

記

1. 入札案件 「平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業」

2. 担当者名

3. 連絡先

TEL

FAX

平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業
総合評価落札方式による一般競争入札企画提案申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

商号又は名称
代表者職氏名

印

平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業の総合評価落札方式による一般競争入札に応募いたしたく、提案書類一式を申請いたします。

所在地	〒		
設立年月日	大正 昭和 平成	年 月 日	職員数 人

委 任 状

(住所)

私は、(氏名) 印 を代理人と定め下記事項の
入札及び見積に関する一切の権限を委任します

(委 任 事 項)

平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業

平成 年 月 日

住 所
商 号
代表者

印

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

競争参加資格確認関係書類

1 提出書類

- (1) 平成 25・26・27 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の（写）
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく平成 26 年度の障害者雇用状況報告（6－1 報告）の写。また、平成 26 年度の障害者雇用状況報告において、法定雇用率を達成していない場合にあつては、障害者雇入れ計画の写（計画作成命令を受けていない事業者においては、現在の状況を障害者雇用状況報告に準じた文書）を提出すること。

なお、報告対象となっていない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類

- (3) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第六十八号）に基づく平成 26 年度の高年齢者雇用状況報告書（6－1 報告）の写。また、平成 26 年度の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の事業者においては、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写を提出すること。

なお、就業規則の作成義務がない常時 10 人以上の労働者を使用しない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類を提出すること。

- (4) 競争参加資格に関する誓約書（別紙 6）
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙 7）及び役員一覧(登記簿謄本等)
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、直近 2 年間に該当する制度の保険料の滞納がないこと。

○入札書提出期限の直近 2 年間の社会保険料の未納がないことを証明する書類は、以下のいずれかであること。

- ① 社会保険料の領収証書の写し
- ② 年金事務所長から証明を受けた社会保険料納入確認（申請）書等により保険料が納入したことが分かる資料

○入札書提出期限の直近 2 年間の労働保険料の未納がないことを証明する書類は、以下のいずれかであること。

- ① 管轄労働局労働保険徴収主管課に「労働保険料納入証明願い」を提出したことにより発行される「労働保険料納付証明書」もしくは「労働保険収納未済額証明書」等。
 - ② 個別に労働保険に加入している事業場については、「労働保険料申告書」写し及びその「領収済通知書」写しでも可とする。
 - ③ 事務組合に委託している事業場については、「労働保険料等納入通知書」写し及び「労働保険料等領収書」写しでも可とする。
- 「労働保険料申告書」及び「労働保険料等納入通知書」写しは、平成 25、26 年度分であること。
- 「領収済通知書」写し及び「労働保険料等領収書」写しは、次のとおりであること。
- ・平成 25 年度全期分（平成 24 年度確定不足分を含む）
なお、延納の場合は、第 1、2、3 期分（平成 24 年度確定不足分を含む）
 - ・平成 26 年度全期分（平成 25 年度確定不足分を含む）
なお、延納の場合は、第 1、2、3 期分（平成 25 年度確定不足分を含む）

2 提出期限 平成 27 年 3 月 5 日（木）17 時（時間厳守）

競争参加資格に関する誓約書

平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業に係る入札に参加するに当たり、以下の事実と相違がないこと及び事実と相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

- 1 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 3 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 平成 25・26・27 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 5 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- (1) 提案書類提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書類提出時までには是正を完了しているものを除く。）
 - (2) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用がないこと。
 - (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - (4) 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
 - (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険
 - ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険
 - ⑥ 雇用保険
 - (5) 提案書類提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 6 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
 - (1) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続を開始申立がなされていない者であること。

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名又は代表者名

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

誓 約 書

() 私
() 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

また、当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1、契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2、契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

平成 年 月 日

住 所 :
社 名 :
代表者名 :

* 個人の場合は生年月日を記載すること。

* 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

「平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業」委託要綱

「生涯現役社会実現環境整備事業」（以下「事業」という。）については、この要綱の定めるところによる。

（事業の目的）

第 1 条 事業は、人口の減少と高齢化の進展により労働力人口が大幅に減少することが懸念される中、我が国の経済・社会の活力を維持していくためには、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる社会（以下「生涯現役社会」という。）を構築していくことが重要となっており、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができるよう高年齢者（55 歳以上の者をいう。以下同じ。）を支援するため、民間団体等に委託し、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができるよう、職務経歴や企業年金等の社会保障制度等を踏まえた高齢期における職業生活設計を高年齢者自ら行い、当該設計を踏まえた働き方を検討・実施することができるようセミナー等を実施することにより、生涯現役社会の実現に向けた高年齢者の環境整備を図ることを目的とする。

（委託の対象）

第 2 条 千葉労働局長（以下「委託者」という。）は、本事業の実施に必要な特定の技術等を有する者のうち競争入札に参加し、落札した者（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

（受託者の選定）

第 3 条 受託者は、「平成27年度生涯現役社会実現環境整備事業に係る一般競争入札要領」（別添 1）に基づく一般競争入札により落札した者を選定する。

（委託事業実施計画書の提出）

第 4 条 受託者は落札決定日から14日以内に「委託事業実施計画書」（別添 2）を委託者に提出するものとする。

（契約書）

第 5 条 本事業の実施に必要な事項については、「平成27年度生涯現役社会実現環境整備事業契約書」（別添 3）（以下「契約書」という。）に定める。

2 支出負担行為担当官千葉労働局総務部長は、前条による「委託事業実施計画書」を受け、事業の目的に照らし、適当と認めるときは、契約書により受託者と契約を締結するものとする。

平成27年度生涯現役社会実現環境整備事業に係る一般競争入札要領

1 総則

「平成27年度生涯現役社会実現環境整備事業に係る一般競争入札要領」に係る一般競争入札の実施については、この要領に定めるところによる。

2 事業内容

本事業の内容は、別紙1「平成27年度生涯現役社会実現環境整備事業仕様書」のとおりとする。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 平成25・26・27年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

① 提案書類提出時において、過去5年間に職業安定法(昭和22年法律第141号)又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。第三章第四節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、提案書類提出時までには是正を完了しているものを除く。)

② 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用がないこと。

③ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回る場合であっても、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

④ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

⑤ 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(5及び6については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

1 厚生年金保険

2 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

3 船員保険

4 国民年金

5 労働者災害補償保険

6 雇用保険

⑥ 提案書類提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著

しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
(6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続を開始申立がなされていない者であること。

4 提案書類の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所、提案書類の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先

〒260-8612 千葉県千葉市中央区中央4-1-1-1
千葉第2地方合同庁舎4階
千葉労働局職業安定部職業対策課 担当：山口、吉野
TEL：043-221-4392

(2) 提案書類の受領期限

平成27年2月27日（金）9時～3月6日（金）17時

(3) 提案書類の提出方法

原則、上記（1）まで直接提出すること。

郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、上記（1）あてに提案書類の受領期限までに到着するよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものと見なす。

なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

5 入札説明会の開催

以下のとおり、入札説明会を開催する。

(1) 開催日時

平成27年2月24日（火）10時30分～

(2) 開催場所

〒260-8612 千葉県千葉市中央区中央4-1-3-10
教育会館1階 千葉労働局会議室

(3) 出席人数

1機関あたり2名までとする。

(4) その他

説明会への参加を希望する場合は、平成27年2月23日（月）17時までに上記4（1）の連絡先へ電話にて申し込むこと。

また、説明会の会場で入札説明書の配賦はしないため、事前に上記4（1）の場所、または厚生労働省ホームページ（<http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>）で入札説明書入手（無償で配布。事前連絡は不要。）してから参加すること。

6 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒268-8612 千葉県千葉市中央区中央4-1-1-1
千葉第2地方合同庁舎2階
千葉労働局総務部総務課 担当：大内
TEL：043-221-4311（内線 3151）

(2) 入札書の受領期限

平成 27 年 2 月 27 日(金)9 時～3 月 6 日 (金) 17 時まで

(3) 入札書の提出方法

本案件は紙入札で行う。代理人が入札を行う場合は、入札時までに委任状が必要となる。入札書は封筒に入れ、封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官千葉労働局総務部長殿と記載)及び「[平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業の入札書在中]と朱書し、直接上記(1)あてに平成 27 年 3 月 6 日(金)17 時までに提出すること。

郵送(書留郵便に限る。)も可とするが、上記(1)あてに入札書類の受領期限までに到着するよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

なお、郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 開札の日時及び場所

平成 27 年 3 月 12 日(木) 15 時 30 分

場所 〒260-8612 千葉県千葉市中央区中央 4-11-1

千葉第 2 地方合同庁舎 4 階 職業安定部会議室

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、本入札説明書 3 の競争参加資格を有すること証明する書類を、平成 27 年 3 月 5 日(木)17 時までに上記 6 (1) に提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この公示に競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価落札方式とする。

- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- ② 総合評価方法については、「生涯現役社会実現環境整備事業における評価項目及びその評価基準について」に基づくものとする。
- ③ 落札者となるべき者が 2 人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

また、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

- ④ 落札者が決定したときは、氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を通知するものとする。
- (7) 手続における交渉の有無
無

平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業 仕様書

1 件名

平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業

2 事業の概要

(1) 事業の趣旨

人口の減少と高齢化の進展により労働力人口が大幅に減少することが懸念される中、我が国の経済・社会の活力を維持していくためには、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる社会（以下「生涯現役社会」という。）の形成が重要であることから、地域団体等に委託し、高年齢者（55 歳以上の者をいう。以下同じ。）が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができるよう、職務経歴や企業年金等の社会保障制度等を踏まえた高齢期における職業生活設計を高年齢者自ら行い、当該設計を踏まえた働き方ができるようセミナー等を実施することにより、生涯現役社会の実現に向けた高年齢者の環境整備を図る。

(2) 委託期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

(3) 対象者

次のいずれかに該当する 55 歳以上の者を対象者（以下「支援対象者」という。）とする。

- ① 会社、団体又は自営業主に雇われて給料、賃金を得ている者であって、1 年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者
- ② ハローワーク等において求職活動を行っている者（以下「求職者」という。）

3 事業の内容

(1) 「生涯現役社会実現職業生活設計セミナー」の開催

① 内容

事業受託者は、支援対象者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けるため、ハローワーク、地方公共団体、シルバー人材センター、民営職業紹介所、社会福祉協議会及び非営利法人が行う高齢期（概ね 55 歳以上をいう。以下同じ。）において活用できる就労援助及び生活援助の説明や活用方法等の提案を行う生涯現役社会実現職業生活設計セミナー（以下「生涯設計セミナー」という。）を企画・開催すること。

② 開催数及び開催地

4 回以上開催すること。

また、県庁所在地において最低 1 回は開催することとし、その他の市町村においても開催するよう努めること。

③ 受講者の募集

事業受託者は、企業あて案内状の送付や機関誌・新聞等の広報媒体等を利用して支援対象者を対象に受講生の募集を行うほか、同一県内に所在する労働局・ハローワークに対して、生涯設計セミナーの開催日程等について周知し、求職者の受講勧奨に努めること。

また、労働組合、事業主団体や民間職業紹介事業者等に対しても、同様の周知に努め、広く受講生を募集すること。

④ 受講に係る経費

生涯設計セミナーの受講者及び受講生を雇用する企業等から受講料及びテキスト代は徴しないものとし、当該経費は委託費で負担すること。

(2) 支援対象者への援助の実施

事業受託者は、支援対象者が個々のニーズや適性・能力等に応じて、高齢期における職業生活設計が行えるよう、「生涯現役実現相談員」（以下「相談員」という。）を配置する等の体制を整備すること。

(3) 生涯現役社会の実現に向けた高年齢者ニーズ調査の実施

事業受託者は、県内に居住する高年齢者に対して、生涯現役社会の実現に向けた方策や各県において最も適した働き方等の検討に資するための調査を実施するとともに、当該調査の結果を踏まえた報告書を作成し、千葉労働局職業安定部職業対策課（以下「安定部」という。）に提出するものとする。

なお、生涯現役社会の実現に向けた方策に係る調査項目については、後日、安定部が示す項目は必ず行うものとする。

(4) 都道府県労働局及びハローワークとの連携

事業受託者は、都道府県労働局及びハローワークからの求めに応じて、生涯設計セミナーや支援対象者への援助の実施状況、上記(3)の調査結果等を提供するとともに、生涯現役社会の実現を図るために作成されたポスター・パンフレット等の配布を行う。

また、ハローワークから生涯設計セミナーへの参加や事業受託者の援助を希望する支援対象者の推薦を受けた場合は、優先的に援助する。

(5) 事業報告書の作成

事業受託者は、生涯設計セミナーの開催結果、支援対象者への援助の実施状況や上記(3)の調査結果等を取りまとめ、本事業に係る報告書を作成し、安定部に提出するものとする。

4 事業の目標値

受託者は、以下の数値を目標とすること。

(1) 生涯設計セミナーの開催

① 受講者数：770人以上

② 受講者アンケート：「役に立った」又は「まあまあ役に立った」と回答した割合80%以上

(2) 支援対象者への相談等援助件数：620件以上

(3) 生涯現役社会の実現に向けた高年齢者ニーズ調査の実施：有効回答者数 616人以上

5 提案書類等について

(1) 提案書類等の内容

以下の資料を正1部、副7部を提出すること。

① 提案書類

以下のイからトの順に記載すること。

イ 本事業を行うに当たっての基本的な考え方等

平成 27 年度生涯現役社会実現環境整備事業の趣旨・目的に関する理解、提案全体の基本的な考え方、事業者としての特徴、本事業を実施するうえでの独自性（アピールポイント）等を記載すること。

ロ 生涯設計セミナーの開催について

(イ) 生涯設計セミナーで想定される主なカリキュラム等についてどのような就職援助及び生活援助の内容とするか具体的に記載すること。

(ロ) 生涯設計セミナーの開催予定回数及び予定地、受講者募集方法等を記載すること。

(ハ) 生涯設計セミナーの参加見込者数及びその積算根拠について記載すること。

(ニ) 受講生に対するフォローアップの仕組みについて、記載すること。

ハ 支援対象者への援助及びハローワーク等との連携について

(イ) 支援対象者に対して、相談・援助業務を行うに当たってどのような体制を整備するのか、その方法について具体的に記載すること。

なお、相談員については、人員として相応しいと考える人材の経歴・個性・特質や、配置する予定数、及びその積算根拠等について記載すること。

(ロ) 労働局及びハローワークとの連携に当たり、どのような連携体制を構築し、情報の提供等を効率的に行う方法についても記載すること。

(ハ) 生涯設計セミナー以外の独自手法により、生涯現役社会の実現に向けた高年齢者の環境整備を行う場合は、その方法について具体的に記載すること。

ニ 生涯現役社会の実現に向けた高年齢者ニーズ調査の実施について

現時点で想定している調査対象者数及びその抽出方法、生涯現役社会の実現に向けた方策や各県において最も適した働き方等の検討に資するための調査内容等について記載すること。

ホ 本事業の実施スケジュール

本事業全体の年間を通したスケジュールについて具体的に記載すること。

ヘ 情報管理体制

情報公開、守秘義務、個人情報等の情報管理体制について記載すること。

ト その他記載に当たっての留意事項

記載内容を補足する添付資料等がある場合は、適宜添付すること。

事業の一部を再委託する場合は、再委託する事業内容及び合理的な理由・必要性について記載すること。

② 添付資料

イ 受託希望者の概要説明書

受託希望者名、所在地、設立目的、事業概要、組織体制、設立時期等

ロ 活動状況説明書（事業内容・財務状況）

ハ 過去 3 年間の労働者や求職者に対する支援の実績に係る資料

ニ 本事業を実施するための人員体制に関する資料

本事業に携わる全ての者について、常勤・非常勤の別、担当業務等が分かる資料を添付すること。なお、管理責任者及び業務担当者について、本事業

業に関連する資格等がある場合は資格の名称及び実務経験年数等を記載すること。

(2) 提案書類等作成上の留意点

- ① 提案書類等は、A4用紙縦置き横書きとし、文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表その他の関係で前記によることができない場合はその限りでない。
また、枚数は表紙を含め40枚を上限とし（添付資料を除く）、両面標記は不可とする。表紙の次ページよりページ数を記載すること。
- ② 提案書類等の1枚目は表紙とし、「平成27年度生涯現役社会実現環境整備事業提案書」と標題を付し、受託希望者名称並びに本件の担当者及び連絡先を明記のこと。
- ③ 提案は、1者当たり1提案とする。
- ④ 提案書類等の作成等に係る費用は、受託希望者が負担するものとする。
- ⑤ 提出された提案書類等は返却しないものとする。
- ⑥ 提案書類等の提出から、契約の手続きにおけるすべての過程において使用する言語、通貨は日本語、日本国通貨に限るものとする。

6 その他

(1) 違約金

事業受託者が正当な理由なく委託契約の条項に違反していたと委託者が認めるときは、委託者は事業受託者に対して契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として納付させることができる。

(2) 契約の解除等

委託者は、事業受託者が次のいずれかの事項に該当するとき、又は、その他、業務の改善指示等によっても、委託業務の円滑な遂行に支障を来したと委託者が認めるときは、催告を要さず本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、委託者は、事業受託者に対して委託費その他これまで履行された委託業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

また、委託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、委託費の全部又は一部を支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

- ① この契約の規定又は当該参加資格に定めた法令等に違反したとき
- ② 正当な理由なく委託契約の条項に違反したとき
- ③ 委託業務の全部又は一部を履行する見込みがないと認めるとき
- ④ 事業受託者が委託契約の解除を申し入れ、委託者がこれを認めるとき
- ⑤ 委託者が行う指導又は検査に際し、事業受託者、事業受託者の代理人又は事業受託者の使用人等が検査員等の職務執行を妨げ又は詐欺その他の不正の行為を行ったとき
- ⑥ 暴力団員が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- ⑦ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

(3) その他

平成27年4月1日までに政府予算案が成立しない場合は、契約内容について別途協議する。